

ミロク情報サービス定款



MJS

株式会社ミロク情報サービス

ミロク情報サービス定款

管理番号1001

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社の商号は、株式会社ミロク情報サービスとし、英文を
MIROKU JYOHŌ SERVICE CO., LTD.と表示し、英文の略称をMJSとする。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- ① コンピューター、同周辺機器、情報通信機器および事務用機器の販売、賃貸、リースならびに保守サービス
- ② コンピューターソフトウェアの開発、販売、賃貸ならびにリース
- ③ クラウド・コンピューティングサービス事業
- ④ データセンター運用事業
- ⑤ コンピューターの利用技術指導
- ⑥ 経営コンサルティング
- ⑦ 企業その他組織団体の合併、買収、事業譲渡、提携等に関する仲介、助言およびコンサルティング
- ⑧ 情報処理サービスおよび情報通信関連サービスの提供
- ⑨ 経営および資産運用に関する情報提供サービス
- ⑩ 広告宣伝の情報媒体の販売、広告宣伝に関する企画制作および広告代理店業
- ⑪ 書籍、雑誌その他の印刷物および電子出版物の企画、制作、翻訳、出版、公衆送信および販売
- ⑫ 通信販売業
- ⑬ 会計用伝票の製造販売
- ⑭ オフィスオートメーション機器および関連事務用品の販売
- ⑮ 労働者派遣事業
- ⑯ 総合リース業
- ⑰ 生命保険の募集業務ならびに損害保険の代理業
- ⑱ 不動産の賃貸管理業
- ⑲ セキュリティ関連ソフトウェア、セキュリティ関連機器等の開発、販売およびセキュリティ関連サービスの提供
- ⑳ 電子証明書の発行および電子証明書を利用した各種 web サービスの提供
- ㉑ 第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業、投資助言・代理業、投資運用業および金融商品仲介業
- ㉒ 貸金業
- ㉓ 電子決済等代行業および銀行代理業
- ㉔ 情報技術を活用した各種金融サービスの提供
- ㉕ 保険仲介業
- ㉖ 前各号に附帯または関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社の本店は、東京都新宿区に置く。

(機 関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- ① 取締役会
- ② 監査役
- ③ 監査役会
- ④ 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、135,000千株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- ① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ② 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- ③ 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- ④ 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当会社の株主は、「株式取扱規則」に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

2. 前項の請求があった場合において、当会社が売り渡すべき数の株式を有しないときは、当会社は前項の請求に応じないことができる。

(株式取扱規則)

第11条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取

締役会において定める「株式取扱規則」による。

(株主名簿管理人)

第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要のつど招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に当会社に提出する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は13名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役会の招集および議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し議長となる。取締役会長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

2. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(代表取締役および役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役若干名を定めることができる。

(業務執行)

第24条 取締役社長は、当会社の業務を統括する。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が取締役社長の職務を代行する。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める「取締役会規則」による。

(取締役の報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締

役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

（監査役の員数）

第29条 当会社の監査役は 4 名以内とする。

（監査役の選任）

第30条 監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）

第31条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤の監査役）

第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第33条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

（監査役会規則）

第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める「監査役会規則」による。

（監査役の報酬等）

第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

第36条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第37条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第38条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第39条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第40条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2. 未払の剰余金の配当および中間配当には利息をつけない。

以上
2023年6月29日改定